

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和元年11月28日(木) 午前11時～午前11時45分	
場 所	3A会議室	
出席者	出席	市長、宮村副市長、高村副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席:秘書課長、財政課長、課長代理(財政担当)

議題：台風第19号による農地等災害の復旧事業について	
担当部課等	農業振興課
説明者	環境産業部長、農業振興課長、課長代理(農業振興担当)
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>Q. 国庫補助の場合は、自治体が事業主体となるため、建造物の完成検査は市の責任になるのか。また、市独自の補助の場合は、市民が計画し、申請を行い、市が審査するということか。</p> <p>A. そのとおり。建造物の完成検査までは市が行うが、その後の維持管理は農業者が行う。特に、国の補助については、基本的なところは農業振興課で対応する予定だが、技術的な部分は都市部や建設部等に協力をお願いしたい。</p> <p>Q. 付議事案書2ページの「(2)」に補助対象額の基準として、1平方メートルあたりの単価1万7,500円となっているが、業者によって異なると考えるがどのようなか。</p> <p>A. 県土木工事の標準積算基準から算出した。復旧工法は問わないため、限度額の中で施工いただくか、補強工事等をする場合は自己負担で対応いただくこととなる。</p> <p>Q. 国庫補助の補助率について、「資料1」に「約9割5分」と書いてあるが、補助率が増減する可能性はあるか。</p> <p>A. 令和2年3月頃に国庫補助の詳細が決定し、事業費が確定するが、多少の増額はあると考えている。</p> <p>Q. 今後、台風等により激甚災害の指定を受けた場合、市単独の補助が適応されるということによいか。</p> <p>A. そのとおり。激甚災害の指定を受けることが条件となる。</p>
会議結果	原案了承